

議 事 日 程

1 議長の選挙

追 加 議 事 日 程

1 議席の指定

2 会議録署名議員の指名

3 会期の決定

4 諸般の報告

5 副議長の選挙

6 常任委員会委員の選任

7 議会運営委員会委員の選任

8 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

9 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

10 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

1 議長の選挙

1 議席の指定

2 会議録署名議員の指名

3 会期の決定

4 諸般の報告

5 副議長の選挙

6 常任委員会委員の選任

7 議会運営委員会委員の選任

8 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

9 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

10 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第1 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清原 良 典
3番	中島 貞 次	4番	上山 隆 弘
5番	服部 千 秋	6番	長谷川 原 司
7番	井村 淳 子	8番	中井 政 喜
9番	嶋澤 達 也	10番	花畑 奈知子
11番	熊谷 直 行	12番	上田 富 夫
13番	村田 興 亞	14番	桜井 公 晴
15番	橋本 恭 子	16番	北川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 山 本 修 三 書 記 藤 井 仁 美

書 記 西 田 美智子

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 圓 尾 哲 一
生活福祉部長 丸 尾 満
教 育 次 長 塚 原 二 良
監 査 委 員 改 發 一 郎

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 佐々木 正 人
経 済 建 設 部 長 富 岡 慎 一
財 政 課 長 香 田 大 然

議会議務局長（山本修三） 皆さんおはようございます。

本日招集されました臨時会は、一般選挙後最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、花畑奈知子議員が年長者でございますので、ご紹介を申し上げます。

花畑議員さん、よろしく申し上げます。

~~~~~

臨時議長あいさつ

臨時議長（花畑奈知子） ただいま紹介されました花畑奈知子でございます。

本日招集されました平成19年第2回臨時会（407回町議会）の開会に当たり、ただいま事務局長の紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時に議長の職務を行うことになりました。もとより議長選挙までの限られた期間ではありますが、議員各位のご協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。何とぞ格段のご支援を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

開会に先立ち、町長よりごあいさつがあります。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） どうも皆さんおはようございます。

風薫る新緑の本日、ここに新しく選ばれた議員各位をお迎えして、平成19年第2回太子町議会臨時会（第407回町議会）が開催され

るに当たり、謹んでごあいさつを申し上げる機会を得ましたことは、私の最も光栄とするところでございます。

各位におかれましては、先般執行されました町議会議員の選挙により、町民の期待を担ってめでたくご当選の栄を得られましたことは、町政の伸展のためまことにご同慶にたえない次第であります。

私といたしましても、平成12年8月に町長の重責を担って以来、住民福祉の増進ため常に努力を重ねてきたところでございますが、単独行政を選択しました太子町の道はまだまだ厳しく予断を許さない状況であると考えております。躍動感のある生き生きとした“和のまち太子”に向け、不断の努力を積み重ねていく所存でございます。何とぞ議員各位の温かいご理解をいただき、太子町の歩むべき方向に向かって格別のご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます次第であります。

本日の臨時会におきましては、監査委員の選任につき同意を求める人事案件につきまして、ご審議をお願い申し上げます。案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきますので、何とぞ慎重なるご審議を賜り、ご同意賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~

（開会 午前10時04分）

臨時議長（花畑奈知子） 町長のあいさつは終わりました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第2回太子町議会臨時会を開会いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前11時04分)

臨時議長(花畑奈知子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定します。

仮議席はただいまご着席の議席といたします。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議長の選挙

臨時議長(花畑奈知子) 日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(花畑奈知子) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(花畑奈知子) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に北川嘉明議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました北川嘉明議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長(花畑奈知子) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました北

川嘉明議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました北川嘉明議員が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

北川嘉明議員、登壇の上、ごあいさつをお願いします。

議長(北川嘉明) 謹んで皆様方のご推挙をお受けいたします。精いっぱい頑張りますのでよろしくお願いいたします。

議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。冒頭、大切な臨時議会、このような運営になりましたことを心よりおわび申し上げます。

さて、私こと皆様方のご支援を得まして議長に当選させていただきました。まことにありがとうございます。心より御礼申し上げます。もとより浅学非才、その器でないことをよく承知をいたしますが、さらなる研さんを重ね、皆様方のご支援、ご協力を賜りながら議長の職を務めてまいります。

次に、執行側の皆様に申し上げます。議会に上程されました議案に対しましては、慎重審議を重ねていきます。上程議案の趣旨が議員各位に十分認識されるよう議案内容、議案説明等配慮されますようお願いいたします。住民福祉、町勢発展の上に立って議会、町当局相携えて3万4,000町民の信託にこれからこたえなければならぬと考えております。ご協力のほどよろしくお願い申し上げ、私の議長就任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

臨時議長(花畑奈知子) 議長のごあいさつは終わりました。

以上で臨時議長としての職務が終了いたしました。

臨時会冒頭における重責を無事遂行できたことは、これひとえに議員各位のご協力によるものと心から感謝申し上げます。議長と議長席を交代いたします。ありがとうございました。

北川嘉明議長、議長席にお着き願います。

(臨時議長退席、議長着席)

~~~~~

#### 日程第1 議席の指定

議長(北川嘉明) 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

議長(北川嘉明) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番井川芳昭議員、2番清原良典議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第3 会期の決定

議長(北川嘉明) 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第4 諸般の報告

議長(北川嘉明) 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案1件が提出されました。したがって、議案はその件名をつけてお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成18年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名は、お手許に配っております一覧

表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 副議長の選挙

議長(北川嘉明) 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に橋本恭子議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました橋本恭子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました橋本恭子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました橋本恭子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

橋本恭子議員、登壇の上、ごあいさつをお願いします。

副議長(橋本恭子) 失礼いたします。このたび議員各位のご推挙によりまして、副議長の要職を拝命いたしました橋本恭子でございます。皆様方に感謝申し上げますと同時に、その任務の重大さを痛感しております。

今後は町当局を始め、同僚議員のご理解、ご協力をいただきながら北川議長を支え、ともに副議長の職責を全うしたいと考えております。今後とも皆様方の温かいご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。副議長の就任のごあいさつとさせていただきます。今後ともどうぞよろしく願います。ありがとうございます。

議長（北川嘉明） 副議長のあいさつが終わりました。

~~~~~

日程第6 常任委員会委員の選任

議長（北川嘉明） 日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手許に配りました名簿のとおり、選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

議会事務局長（山本修三） 敬称は略させていただきます。

総務常任委員会委員に北川嘉明、桜井公晴、村田興亞、上田富夫、花畑奈知子、嶋澤達也、服部千秋、中島貞次、以上8名。

福祉文教常任委員会委員に橋本恭子、村田興亞、熊谷直行、上山隆弘、中島貞次、清原良典、井川芳昭、以上7名。

経済建設常任委員会委員に上田富夫、花畑奈知子、嶋澤達也、中井政喜、井村淳子、長谷川原司、上山隆弘、以上7名。

議長（北川嘉明） 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に各委員会において互選をお願いします。

ここでしばらく休憩をします。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時16分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

総務常任委員会委員長に服部千秋議員、副委員長に中島貞次議員、福祉文教常任委員会委員長に熊谷直行議員、副委員長に上山隆弘議員、経済建設常任委員会委員長に長谷川原司議員、副委員長に花畑奈知子議員、以上6名が委員会で互選されました。

以上で報告は終わりました。

~~~~~

#### 日程第7 議会運営委員会委員の選任

議長（北川嘉明） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手許に配りました名簿のとおりご指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手許に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

議会事務局長（山本修三） 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に橋本恭子、桜井公晴、村田興亞、上田富夫、花畑奈知子、嶋澤達也、上山隆弘、以上7名。

議長（北川嘉明） 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に互選をお願いします。

ここでしばらく休憩をします。

（休憩 午前11時17分）

(再開 午前11時17分)

議長(北川嘉明) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

委員長に桜井公晴議員、副委員長に花畑奈知子議員が委員会で互選されました。

以上で報告は終わりました。

~~~~~

日程第8 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

議長(北川嘉明) 日程第8、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に熊谷直行議員、井村淳子議員、服部千秋議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました熊谷直行議員、井村淳子議員、服部千秋議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました熊谷直行議員、井村淳子議員、服部千秋議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されまし

た。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました熊谷直行議員、井村淳子議員、服部千秋議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

熊谷直行議員。

熊谷直行議員 はい、お受けいたします。

議長(北川嘉明) 井村淳子議員。

井村淳子議員 はい、お受けいたします。

議長(北川嘉明) 服部千秋議員。

服部千秋議員 はい、お受けいたします。

~~~~~

日程第9 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

議長(北川嘉明) 日程第9、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員に村田興亞議員、長谷川原司議員、清原良典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、村田興亞議員、長谷川原司議員、清原良典議員を揖龍地区農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、ただいま指名しました村田興亞議員、長谷川原司議員、清原良典議員が揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました村田興亞議員、長谷川原司議員、清原良典議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

村田興亞議員。

村田興亞議員 はい、お受けいたします。

議長（北川嘉明） 長谷川原司議員。

長谷川原司議員 お受けします。

議長（北川嘉明） 清原良典議員。

清原良典議員 はい、お受けします。

~~~~~

日程第10 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（北川嘉明） 日程第10、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、8番中井政喜議員の退場を求めます。

（中井政喜議員 退場）

議長（北川嘉明） 職員に議案の朗読をさせます。

（職員朗読）

議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の任期満了に伴い、新たに議員の中から選任するものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町佐用

岡905番地5に在住の中井政喜氏で、生年月日は昭和18年2月5日生まれ、満64歳でございます。中井氏は、人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する議案ですので、投票によるところでありますが、既にご相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第1号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

（休憩 午前11時25分）

（再開 午前11時25分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員会の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第1と

して直ちに議題にすることに決定しました。

~~~~~  
追加日程第1 常任委員会等の閉会中の  
所管事務調査及び活動に  
ついて

議長（北川嘉明） 追加日程第1、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれの委員長より、会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から、太子町議会広報の発行に関する条例によって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第2回太子町議会臨時会を閉会します。

（閉会 午前11時27分）

~~~~~

議長あいさつ

議長（北川嘉明） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、平成19年第2回臨時会に付議されました案件のすべてを議了し、閉会の宣告ができましたことはまことに喜びにたえないところでございます。

このたびの臨時会は、一般選挙後初議会であり、議会役員の選任等議決機関としての組織づくりとともに、人事案件の1議案について、それぞれ終始熱心にご審議を賜りました。議員各位のご精励によりまして、ここに

滞りなく審議、審査、調査等の議会の機能の執行体制が整いましたことは町政のためにまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励とご協力に対し、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

さて、地方分権の推進による地方公共団体の自己決定、自己責任の増大に伴い、議会は住民代表機関としてこれまで以上に政策提言能力の強化を図るなど、その果たすべき役割と責任がさらに重要になってまいります。

こうしたときに、我々議員は、選ばれて町政の枢機に参画していることの思いをいたし、その責任の重大さを改めて認識するとともに、良識の府の構成員としての常に自粛自戒し、一致協力のもと議会権能の一層の充実強化と円満な運営に努めなければならないと存じます。

このような地方の時代に対処するため、多くの課題に対して3万4,000町民の負託に十分こたえるためにも議会と執行機関がともに十分な意思疎通を図りつつ、一つ一つの課題に対処していくことが肝要であると存じます。

どうか議員各位並びに町長を始め当局の皆様にはますますご健康に留意の上、町政伸展のために格別のご尽力を賜りますよう切望し、簡単ではございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） 平成19年第2回太子町議会臨時会（第407回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、監査委員の選任につき同意を求める人事案件につきまして同意いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

また、新しく選任されました議長、副議長、監査委員、各常任委員等々の皆様方、今

後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

これから日一日暑さが増すころとなりますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。臨時町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会臨時議長 花 畑 奈 知 子

町議会議長 北 川 嘉 明

署名 議員 井 川 芳 昭

署名 議員 清 原 良 典